

平成27年度地方税財政対策に 関する要望書

全国市議会議長会は、平成27年度地方税財政対策に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成26年11月

全国市議会議長会
会長 佐藤 祐文
(横浜市議会議長)

全国市議会議長会地方財政委員会
委員長 飛田 謙一
(日立市議会議長)

目 次

1	平成27年度税制改正等について……………	1
2	平成27年度地方財政対策について……………	4
3	地方創生の推進について……………	6
4	平成27年度地方債計画について……………	7
5	地方公営企業について……………	8
6	国庫補助負担金について……………	9
7	地方公会計について……………	10

1 平成27年度税制改正等について

地方財政は、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、平成26年度において10兆6,000億円もの財源不足が生じている。

このような中、基礎自治体である市が、住民生活に直結した様々な行政サービスを今後も安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が極めて重要である。

とりわけ、平成27年度税制改正の焦点となっている国・地方の法人課税や自動車関係税制等の見直しに当たっては、地方財政に影響を与えることがないよう、適切な措置を講じる必要がある。

よって、国においては、平成27年度税制改正等に当たり、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 重点要望事項

- (1) 巨額の地方財源不足が生じている現状に鑑み、今後とも地方税制の拡充強化に努めること。
その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (2) 法人実効税率の見直しに当たっては、地方法人課税が貴重な地方税財源となっていることや、国税である法人税が地方交付税の原資となっていることを踏まえ、必要な地方税財源の確保を併せて検討し、地方財政に影響を与えることのないようにすること。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税であるため、その安定的確保を図ること。
特に、償却資産に係る固定資産税は、税収が安定的に推移しており、仮に廃止・縮小されるようなことがあれば、市町村の財政に多大な影響が生じることから、現行制度を堅持すること。
- (4) 車体課税の見直しについては、既に成立している平成26年度改正地方税法に基づき軽自動車税の標準税率の引上げ等を確実に実施するとともに、平成27年度税制改正においては、自動車税の環境性能課税の制度設計等により必要な代替財源の確保を図り、地方財政に影響を与えることのないようにすること。

- (5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の財政需要に対応した貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (6) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。
- (7) 地方税の偏在是正は、国から地方への税源移譲や、地方交付税の法定率引上げにより対応することが基本であるため、地方税制や地方分権のあり方を歪め、地方自治体の将来に禍根を残しかねない法人住民税法人税割の交付税原資化については、地方自治体の意見を十分に踏まえ、慎重な検討を行うこと。

2 地方税源等の充実確保

- (1) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、政策的な税額控除を導入しないこと。
また、法人住民税均等割についても、広く住民が地域社会の費用を分担するものであることから、税率を見直すなどの充実強化を図ること。
- (2) 事業所税は、都市環境の整備を推進するための財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ること。
- (3) 基地交付金・調整交付金は、固定資産税の代替的性格及び基地が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されていることに鑑み、その所要額を確保すること。
また、自衛隊が使用する全資産を基地交付金の対象資産とすること。

3 政令指定都市・中核市・特例市に対する税制上の特例措置の充実

政令指定都市については、事務配分に見合った税制上の特例措置を充実させること。
また、中核市・特例市については、事務配分の実態に即した税制上の特例措置を設けること。

4 非課税等特別措置等の整理合理化

固定資産税等における非課税等特別措置や、地方税収に影響を及ぼすこととなる国税における租税特別措置の整理合理化を推進すること。
また、管理が不十分な空き家が全国的に増加していることから、固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例の対象から、空き家を除外すること。

5 政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大

地方議員及びその後援団体に対して個人が拠出する寄附についての税制上の優遇措置は、現在、租税特別措置法により都道府県及び政令指定都市の議員に限定されていることから、この優遇措置の対象を拡大すること。

6 地方税法の改正時期

地方議会において税条例改正案の審議時間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

2 平成27年度地方財政対策について

基礎自治体である市が、住民生活に直結した様々な行政サービスを今後も安定的に行うためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が極めて重要である。

よって、国においては、平成27年度地方財政対策に当たり、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 重点要望事項

- (1) 地方単独事業を含めた社会保障などの財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、地方税・地方交付税等の一般財源総額を確保すること。
- (2) 特に、地方創生・人口減少の克服のための対応を含め、歳出特別枠など必要な歳出を地方財政計画に確実に計上するとともに、交付税の別枠加算について所要の額を確保すること。
- (3) 財源不足については、臨時財政対策債による補てんではなく、地方交付税の法定率引上げにより対応すること。

2 地方財源の充実確保

- (1) 地方自治体の様々な課題解決に向けて、きめ細かく財政需要を捉え、その財源の充実を図ること。
- (2) 地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。
- (3) 全国の防災・減災事業について、所要額を確保すること。

3 合併算定替等

合併市町村に対しては、普通交付税の合併算定替等の財政措置が講じられているところであるが、今後も安定的に行財政運営を行うことができるよう、合併市町村の実態に即した交付税算定を行うこと。

また、支所及びコミュニティ機能維持のための地域振興経費を確保するなど小規模市町村が安定的に財政運営を行えるよう、段階補正を強化すること。

4 「地方共有税」への変更

地方交付税は、地方の固有財源である。このことを明確化するため、「地方交付税」を、国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

5 地方自治体の財政運営の予見可能性向上

地方自治体の財政運営の予見可能性を向上させるため、地方財政計画の策定過程において早期の情報提供を行うとともに、地方交付税の算定方法の簡素化・透明化を図ること。

6 国による確実な財政措置の実施等

景気対策や政策減税等により国が後年度に財源措置するとしている地方債の元利償還金に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

また、国が制度創設や制度改正を行う際には、事務費を含め全額国費負担とすること。

7 「国と地方の協議の場」の活用

地方財政対策は、「国と地方の協議の場」において十分協議を行った上で決定すること。

3 地方創生の推進について

我が国の人口減少、少子化に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある社会を維持していくことは地域にとっても国全体にとっても極めて重要な課題である。

そのため、国と地方が一致協力してこの課題に立ち向かう必要があり、地方議会としてもそれぞれの地域において執行機関と連携し、その課題解決に向けて役割を果たしていく決意である。

このようなことから、国においては、地方創生の推進を図るため、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 包括的な交付金の創設

地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地域の実情に応じ資金を効果的に活用できる包括的な交付金を大胆な規模で設けること。

2 地方交付税の充実

上記に加え、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

3 地方の意見の反映及び法令や制度等の柔軟な見直し

その他、まち・ひと・しごと創生に関する長期ビジョンの策定など国の施策推進に当たっては、地方の意見の反映に努めるとともに、地方創生を推進する上で支障となる法令や制度等について柔軟に見直すこと。

4 平成27年度地方債計画について

住民生活に関連した社会資本整備を計画的に推進するためには、地方債資金の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方債資金の確保

地域活性化事業債等の一般単独事業債の所要額を確保すること。

2 公的資金補償金免除繰上償還の継続等

公的資金補償金免除繰上償還について、特定被災地方公共団体に限定せずすべての地方自治体を対象とするとともに、対象要件を緩和した上で措置を継続すること。

また、高金利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置の拡充を図ること。

3 合併特例債の制度拡充

合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。

なお、消費税率引上げや建築費単価の上昇などにより、所要の事業実施に支障が生じないよう、適切な措置を講じること。

4 起債対象事業の拡大等

起債対象事業の拡大や地方債充当率の引上げ、償還期限の延長等を行うこと。

5 地方公営企業について

交通、病院、水道などの地方公営企業は、人口減少や規制緩和等により、極めて厳しい経営状況に直面している。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 公営企業繰出金等の所要額確保

地方公営企業の経営基盤を強化するため、公営企業繰出金及び公営企業債の所要額を確保すること。

2 地方公営企業に対する財政措置の充実

公営交通及び自治体病院の経営基盤を強化するため、財政措置を充実させること。

また、上・下水道事業の施設整備に対する財政措置を充実させること。

3 公営競技納付金制度の延長

平成27年度で期限切れとなる公営競技納付金制度については、住民生活に密着した事業に必要な地方公共団体金融機構資金の貸付利率の引下げの財源として重要な役割を担っており、財政状況の厳しい地方自治体にとって必要不可欠なものとなっていることから、公営競技施行団体の経営状況にも配慮しつつ、その延長を図ること。

6 国庫補助負担金について

国庫補助負担金は、地方の自由度を高める観点から、国と地方の役割分担の基本に沿って改革すべきである。

特に、地方自治体の事務として、同化・定着・定型化しているものについては、廃止・一般財源化が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 国庫補助負担金の廃止等

国庫補助負担金については、国と地方の役割分担に沿って、国が責任を持って負担すべき分野を除いて廃止し、税源移譲すること。

また、国庫補助負担金に係る事務手続きの簡素化を図ること。

2 直轄事業負担金制度の抜本的見直し

国直轄事業負担金については、負担金廃止に向け、国と地方の役割分担の明確化による抜本的見直しを実現すること。

7 地方公会計について

地方自治体の経営改善への取組を推進するためには、複式簿記・発生主義に基づく新たな地方公会計制度の導入を進める必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

新たな地方公会計制度の導入に当たっては、地方財政の実務の実態を十分踏まえたものとするため、地方自治体の意見を最大限反映させること。

また、具体の導入に当たっては、地方自治体の負担を考慮し、統一的な基準による財務書類等の作成に係る標準的なソフトウェアを開発し、無償で提供する等の技術的な支援及び財政支援の創設等、必要な措置を講じること。